

別紙

同行援護従業者の要件について

1 サービス提供責任者の資格要件

次のア及びイのいずれにも該当又はウに該当する者

ア) 次の から のいずれかに該当する者

介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修(以下「実務者研修」という。)を修了した者

介護職員基礎研修課程修了者

ヘルパー1級

ヘルパー2級+3年以上の実務経験(1)

イ) 同行援護従業者養成研修(一般課程+応用課程)の修了者(2)

ウ) 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者(3)

1 3年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が3年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が概ね540日以上であることを言う。

2 平成26年9月30日までの間はアに該当する場合、イの研修修了者とみなす。

3 ウの「これに準ずる者」とは、社会福祉法人日本ライトハウスによる視覚障害生活訓練指導員研修、盲人歩行訓練指導員研修の修了者等をいう。

2 サービス提供者の資格要件

次のア、イ、ウのいずれかに該当する者

ア) 同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者(4)(5)

イ) 次の から のいずれかに該当し、1年以上の視覚障がいに関する実務経験を有する者(6)

介護福祉士

実務者研修修了者

介護職員基礎研修修了者

ヘルパー 1 級又はヘルパー 2 級

ウ) 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者
又はこれに準ずる者(7)

- 4 視覚障害者移動支援従業者養成研修修了者及び視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者はアの研修修了者と同等とみなす。
- 5 平成 26 年 9 月 30 日までの間はイの から のいずれかに該当する場合、アの研修修了者とみなす。
- 6 1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が概ね 180 日以上であることを言う。
- 7 ウの「これに準ずる者」とは、社会福祉法人日本ライトハウスによる視覚障害者生活訓練指導員研修、盲人歩行訓練指導員研修の修了者等をいう。